

改正

令和5年3月31日規則第20号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を次のように定める。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第69号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第15号）に定めるもののほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮使用の認定に係る審査の事務)

**第2条** 省令第67条に規定する者は、法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定に係る審査の事務（当該仮使用をした場合の安全上、防火上及び避難上の支障の有無に関する部分に限る。）を行うことができる。

追加〔令和5年規則20号〕

(畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定の申請)

**第3条** 省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定を受けようとする者は、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令別表第2の(1)の項に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書及び書面（以下「図書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしたときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第48条第2項の規定に基づく建築等の認定をしないときは、畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及び当該副本に添付された図書等を添えて、申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和5年規則20号〕

(認定畜舎等の利用の状況の報告の日)

**第4条** 省令第91条の規定により知事が定める日は、畜舎建築利用計画が認定された日の属する年度の翌年度から起算して5年目ごとの各年度の4月末日とする。

一部改正〔令和5年規則20号〕

(畜舎等の建築等又は利用の取りやめの申出)

**第5条** 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、遅滞なく取りやめ申出書(様式第4号)に、当該認定畜舎等について法、省令及びこの規則の規定に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和5年規則20号〕

(書類の経由)

**第6条** 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、畜舎等の所在地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

一部改正〔令和5年規則20号〕

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和5年3月31日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係） 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請書		年 月 日	
愛媛県知事 様			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 連絡先			
設計者の概要	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録第 号	
	氏 名		
	建築士事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号	
	所 在 地		
	連 絡 先		
畜舎等及びその敷地に関する事項	所 在 地		
	防 火 地 域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	
	その他の区域、地域、地区又は街区		
	道 路	幅 員	m
		敷地に接している部分の長さ	m
	敷 地 面 積		m <sup>2</sup>
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率		
敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値			
畜舎等の種類	<input type="checkbox"/> 飼養施設 <input type="checkbox"/> 飼養施設に付随する搾乳施設 <input type="checkbox"/> 飼養施設に付随する集乳施設 <input type="checkbox"/> 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 <input type="checkbox"/> 飼養施設に付随する畜産業用倉庫 <input type="checkbox"/> 飼養施設に付随する畜産業用車庫 <input type="checkbox"/> 堆肥舎 <input type="checkbox"/> 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 <input type="checkbox"/> 堆肥舎に付随する畜産業用車庫 <input type="checkbox"/> 発酵槽等を制御するための施設		

工事種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替		
建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建蔽率			
床面積	申請部分	申請以外の部分	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
申請に係る畜舎等の数	同一敷地内の他の畜舎等の数		
工事着手予定年月日	工事完了予定年月日		
備考			

畜舎等別概要

番号	工事種類	構造	高さ	備考
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用途別床面積			
	具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
番号	工事種類	構造	高さ	備考
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用途別床面積			
	具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
番号	工事種類	構造	高さ	備考
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 柱を撤去する行為 <input type="checkbox"/> 作業の能率の向上に資する模様替	造 一 部 造 <input type="checkbox"/> A構造畜舎等 <input type="checkbox"/> B構造畜舎等	m	
	用途別床面積			
	具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
- 3 「畜舎等別概要」の欄は、畜舎等ごとにその概要を記載し、「番号」の欄は、畜舎等の数が1のときは「1」と記載し、畜舎等の数が2以上のときは畜舎等ごとに付した通し番号を記載すること。
- 4 次に掲げる図書及び書面を添付すること。
- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則別表第2の(1)の項に掲げる付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (2) その他知事が必要と認める図書及び書面

一部改正〔令和5年規則20号〕

様式第2号（第3条関係） 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく建築等の認定については、これを認定しましたので、通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔令和5年規則20号〕

様式第3号（第3条関係） 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書

<p>畜舎等の敷地と道路との関係の建築等不認定通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>愛媛県知事 印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあった畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく建築等の認定については、次の理由によりこれを認定しないものとします。</p>	
<p>不 認 定 の 理 由</p>	
<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一部改正〔令和5年規則20号〕

様式第4号（第5条関係） 取りやめ申出書

取りやめ申出書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 申出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 連絡先	
認定畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日	
取りやめの年月日	
取りやめの理由	
取りやめ後の認定畜舎等に対する措置の予定	<input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の規定に基づく認定申請 <input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認可申請 <input type="checkbox"/> 認定畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについての確認申請 <input type="checkbox"/> 認定畜舎等の使用停止及び保安上の措置の実施（認定畜舎等の除却を除く。） <input type="checkbox"/> 認定畜舎等の除却 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「取りやめ後の認定畜舎等に対する措置の予定」の欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。
- 3 当該申出に係る認定畜舎等について畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年愛媛県規則第24号）の規定に基づき交付を受けた認定及び認可に係る通知書を添付すること。

一部改正〔令和5年規則20号〕